

入札の公 告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-01号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成27年8月19日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事
- (2) 工事の場所 勇払郡安平町追分中央1番地41
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から平成28年1月20日（水）まで
- (4) 工事の概要 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であつて、要件は次のとおりとする。

- (1) 発注工事の対応する平成27年北海道告示第5号に規定する建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 北海道における建築工事の競争入札参加資格がC等級以上に格付されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (7) 胆振総合振興局及び近隣の総合振興局又は振興局管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (8) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、おおむね同規模以上と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。
- (9) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合はこの限りではない。
ただし、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は、技術者専任は要しないものとする。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと。又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年9月17日（木）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
電話 0145-25-2233

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2
安平町追分公民館 第1研修室A・B

(2) 入札日時

平成27年10月2日（金） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その

他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成27年8月19日（水）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

ただし、インターネットによる場合は、平成27年8月19日（水）午前9時から平成27年9月14日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

(2) 交付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.com/>)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者は、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

- (2) 最低制限価格 設定している。

1.5 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
(電話番号 0145-25-2233)
イ 所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、平成27年8月19日に公告（社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-01号）した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 金子 洋文

2 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 (仮称) 小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事
- (2) 工事の場所 勇払郡安平町追分中央1番地41
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から平成28年1月20日(水)まで
- (4) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 発注工事の対応する平成27年北海道告示第5号に規定する建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 北海道における建築工事の競争入札参加資格がC等級以上に格付されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (7) 胆振総合振興局及び近隣の総合振興局又は振興局管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (8) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、おおむね同規模以上と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。

- (9) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合はこの限りではない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は、技術者専任は要しないものとする。

- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(11) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと。又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、(11)及び(12)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

エ 配置予定技術者調書

オ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 審査結果通知を送付する返信用封筒（82円切手を貼付のこと）

(2) 提出期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年9月17日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成27年9月28日（月）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 第1研修室A・B

(2) 入札日時

平成27年10月2日（金） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2) に同じ

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

11 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者は、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成27年9月8日（火）から平成27年10月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

1.6 支払条件

- (1) 前金払

前金払は行わない。

- (2) 中間前金払

中間前金払は行わない。

- (3) 部分払

部分払は行わない。

1.7 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札の公告（入札説明書）に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、社会福祉法人追分あけぼの会理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

- (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人追分あけぼの会に提出し、社会福祉法人追分あけぼの会が適當と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人追分あけぼの会が指定する様式により依頼すること。
- (10) この公告のほか、入札に参加する者は、社会福祉法人追分あけぼの会競争入札心得、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。
- (11) 入札の公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部（電話番号0145-25-2233）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3. 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3 の (1)

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事です。

3 の (8)

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、建築工事で請負金額が1, 000万円以上の工事です。

3 の (11)

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社ワーク・スペース工房（北海道札幌市西区宮の沢1条4丁目13番7号）です。

「4. 入札参加資格審査申請」の説明

4 の (1) 力

提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）以内のものです。なお、契約予定日までに有効期限が切れるものは、入札日までに新たな結果通知書の写しを提出してください。

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成27年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

平成27年8月19日付けで入札公告がありました、(仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者〔北海道の競争入札参加資格登録番号／〕

所 在 地	〒 一 電話番号 () 一	印
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代 表 者		
主たる営業所の所在地		
営業所の所在地		

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
4. 道税等に滞納がある者

1. 申請者概要

(1) 営業所が有する「建築工事業」に関する監理技術者又は主任技術者の資格を有する者の数	人
(2) 現場代理人を工事現場に専任で配置	できる・できない

2. 本申請に係る連絡先

所 属	
氏 名	
電話番号	

3. 添付書類

- (1) 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における建築工事を元請けとして施工した実績を証明する書類。(類似工事施工実績調書、工事実績証明書又は代わる書面)
- (3) 特定関係調書
- (4) 配置予定技術者調書
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (6) 審査結果通知を送付する返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

別記第2号様式

類似工事施工実績調査書

申請者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(印)

発注者名	
工事名	発注機関名
施工場所	契約金額
等	円
工事期間	～
受注形態	
工事概要	

※注1) 公告において明示した発注工事と類似する元請けとしての施工実績（工事完成し、引渡済みのものに限る。）について記載すること。

2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

3) 受注者名欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

4) 類似工事施工実績を証明するものとして、工事実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。

5) 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

別記第3号様式

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文 様

工事実績証明書

受注者
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

次の工事を履行したことを証明願います。

事業年度 ※平成00年度	工事名	工事概要	施工場所	契約金額 ※H00.00.00	工事期間 ※H00.00.00	契約年月日 ※H00.00.00	完成年月日 ※H00.00.00	履行状況
				円				

上記工事を履行したことの証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

(印)

- ※注1) この様式は、類似工事施工実績を証明するために使用すること。
- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
- 3) 契約金額欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

配 置 予 定 技 術 者 調 書

申請者

(共同企業体の場合は構成員名)

氏 名	(現場代理人)	(監理技術者)	(主任技術者)
最 終 学 歴			
法 令 に よ る 免 許			
工 事 名			
発 注 機 関 名			
施 工 場 所			
契 約 金 額			
工 期	平 成 年 月 か ら 平 成 年 月 ま で		
従 事 役 職			
工 事 内 容			
工 事 名			
発 注 機 関 名			
施 工 場 所			
契 約 金 額			
工 期	平 成 年 月 か ら 平 成 年 月 ま で		
従 事 役 職			
工 事 内 容			
工 事 名			
発 注 機 関 名			
施 工 場 所			
契 約 金 額			
工 期	平 成 年 月 か ら 平 成 年 月 ま で		
従 事 役 職			
工 事 内 容			

注 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。

別記第5号様式

特定関係調書

平成 年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

申請者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1. 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []

2. 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※注1) 1については、発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がないことが参加の要件となるため、特定関係がないことを確認の上、[] に「なし」と記載し申告すること。

2) 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。

3) 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等で表示されている北海道の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記載すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。

4) 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。

5) 所在地（市町村名）について、北海道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、北海道外の資格者は「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。

6) 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

収入印紙

契 約 書 (案)

1. 工事名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事

2. 工事場所 北海道勇払郡安平町追分中央1番地41

3. 工事期間 着工 契約締結日の翌日
完成 平成28年 1月20日

4. 請負代金額 金 , , 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 , , 円)

5. 契約保証金 免除する

上記の工事の請負について、発注者 社会福祉法人追分あけぼの会 と請負人
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者及び請負人記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

平成27年10月 日

発注者 住 所 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
名 称 社会福祉法人 追分あけぼの会
代表者氏名 理 事 長 金 子 洋 文 Ⓡ

請負人 住 所
名 称
代表者氏名 Ⓡ

建設工事請負契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕様書、設計図書閲覧に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に従い、誠実に頭書の工事の請負契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の工事を頭書の工期内に完成し、この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（関連工事の調整）

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事工程表）

- 第3条 乙は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づく工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、この契約に変更等があり、かつ、甲から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 工事工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されなければならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物又は工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査若しくは第36条第3項の規定による検査に合格したもの若しくは仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第5条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は甲の指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知及び変更）

- 第6条 乙は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

- 第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護されている第三者の権利（以

下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事監督員)

第8条 甲は、乙の工事の施工について、自己に変わって監督し、又は指示する工事監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。

2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行について、乙の現場代理人に対して指示し、若しくは承諾を与え、又は現場代理人と協議すること。
- (2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は乙の作成する詳細図等に承諾を与えること。
- (3) 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行うこと。

3 甲は、2名以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの工事監督員が分担する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。

4 第2項の規定による工事監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、工事監督員を経由して行うものとする。この場合においては、工事監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人等)

第9条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 専任の主任技術者（建築業法（昭和42年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、管理技術者資格者証の交付を受けた専任の管理技術者。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）のうち現場代理人に委任したものがあるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対し、その理由を明示して、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対し、その理由を明示して、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において工事監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 工事監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず。検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(工事監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 乙は、設計図書において工事監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において工事監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要あると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 工事監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項に場合において、工事監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の行程に支障を来すときは、乙は、あらかじめ、工事監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙において負担する。

（支給材料及び貸与品） 第14条を削除する。

第14条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 工事監督員は、支給材料及び貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのうえ、甲の負担において、当該支給材料及び貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料及び貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料及び貸与品に代えて他の支給材料及び貸与品を引渡し、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能を変更し、その理由を明示して当該支給材料及び貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6 甲は、前項に規定するほか、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたと

きは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 乙は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理する者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙の故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料及び貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、工事監督員の指示に従わなければならぬ。

(工事用地の確保)

- 第15条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理する者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第46条第6項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用は、乙が負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第16条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。
- 2 前項の場合において、乙は、請負代金額の増額又は工期に延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示による場合その他甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 3 工事監督員は、乙が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 4 前項に規定するほか、工事監督員は、工事施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等)

- 第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
 - (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないとき。

- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき。
- 2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いのうえ、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成のうえ記名押印ものとする。
- 4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 5 甲は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5項に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第18条 甲は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、動乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による工事の延長）

第20条 乙は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工事の短縮）

- 第21条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第22条 甲又は乙は、工期内でこの契約の締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対し請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から同項の規定による請求があった時点におけるべき形部分に対する請負代金額相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金

額（変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 前項の変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。

この場合においては、第1項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、甲又は乙は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期を変更する理由が生じた日（第20条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるよう、甲は契約保証金の額の増額を、乙は契約保証金の額の減額を請求することができる。

（臨機の措置）

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を探らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、その採った措置の内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。

3 工事監督員は、災害防止その他工事上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を探ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を探った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲の負担とする。

（一般的の損害）

第26条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰するべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その

損害（第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理する者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争の生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、現場代理人は、その事実の発生後直ちにその状況を工事監督員に通知しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いのうえ、調査を行わなければならない。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成のうえ記名押印するものとする。
- 4 乙は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、乙に対し損害（乙が善良な管理する者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分（保険を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険に付していたならばてん補されるべきであった部分）をのぞく。以下この条において同じ。）による費用の負担を求めることができる。
- 5 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第36条第3項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるか、かつ、乙がこの工事を遂行する場合に限り、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額を負担しなければならない。

- 6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定するものとする。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条 甲は、第7条、第14条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増

額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担をすべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び受渡し)

第30条 乙は、工事が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 4 乙は、第2項の検査に合格したときは、直ちに受渡書により当該工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

- 5 乙は、第2条の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第31条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から90日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、国庫等補助金及び福祉医療機構借入金の入金を受けたときは、速やかに支払うものとする。

- 3 請負代金の支払場所は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部の場所とし、現金払い若しくは乙の指定する金融機関の指定口座へ振込むものとする。

(部分使用)

第32条 甲は、第30条第4項の規定による引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理する者の注意義務をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

~~(前払金) 第33条を削除する。~~

第33条 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に提出して、請負代金額の10分の3に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の3に相当する額から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合において、前項の規定を準用するものとする。

- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを乙に請求することができる。

(保証契約の変更)

第34条 乙は、前条第3項の規定により前払金額を追加して更に前金払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

~~=(前払金の使用)= 第35条を削除する。~~

第35条 乙は、第33条の規定により支払いを受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

~~=(部分払)= 第36条を削除する。~~

第36条 乙は、工事の完成前に、でき形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料（第12条第2項の規定により工事監督員の検査をするものにあっては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品（以下「でき形部分等」という。）に相応する請負代金額の10分の9に相当する額（当該でき形部分等が性質上可分である場合において甲が相当と認めるときは、請負代金額の10分の10に相当する額）の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

- 2 乙は、前項の規定により部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係るでき形部分等の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する経費は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から90日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 乙が請求することができる部分払金の額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{請負代金相当額} \times \left[\frac{\text{前払金額}}{\text{部分払すべき率} - \frac{\text{請負代金額}}{\text{請負代金相当額}}} \right]$$

- 7 でき形部分等（仮設物を除く。）で乙の所有に属するものの所有権は、甲が第5項後段の規定による支払完了した時点（甲が法令等の規定に基づき支払いの手続を完了した時点をいう。）において、甲に帰属するものとする。
- 8 でき形部分等の所有権が甲に帰属した場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、乙は、当該でき形部分等の管理についての一切の責めを負うものとする。ただし、甲が自ら管理する場合には、この限りでない。

(部分引渡し)

第37条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指令部分に係る工事目的物」と、第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金相当額」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金相当額は、次の

式により算定して得た額の範囲内とする。この場合において、指定部分に相当する請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項において準用する第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知するものとする。

$$\text{指定部分に相当する請負代金相当額} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

(第三者による代理受領)

第38条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができます。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条（前条において準用する場合を含む。）又は第36条の規定に基づく支払をしなければならない。

~~（前払金等の不払いに対する乙の工事中止） 第39条を削除する。~~

第39条 乙は、甲が第33条、第36条又は第37条において準用する第31条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示して、その旨を甲に通知しなければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(かし担保)

第40条 工事目的物にかしあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを承知していたときは、この限りでない。

4 工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項に規定する請求をしなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは工事監督員の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指示の不適当であったことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延)

第41条 乙の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完了することができない場合において、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、工期の完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負代金額から可分のでき形部分等に対する請負代金相当額を控除した額につき、日0.04パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第31条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の請負代金の支払いが遅れた場合には、乙は、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その請負代金額につき日0.04パーセントの割合で甲に対し遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査の遅延)

第42条 甲がその責めに帰すべき理由により、第30条第2項の期間内検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第31条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規

定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完了しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完了する見込みが明らかないと認められるとき。
- (3) 第5条又は第16条の規定に違反したとき。
- (4) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (6) 第45条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、契約が解除されたときは、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 契約が解除された場合において、でき形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、そのでき形部分に対する請負代金相当額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条の規定による前払金があったときは、当該前払金額（第36条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金を差し引いた額）を第1項前段のでき形部分に対する請負代金相当額とを差引清算するものとする。この場合において、当該前払金額に残額のあるときは、乙は、解除が第44条の規定によるときにあってはその残額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条又は前条の規定によるときにあってはその残額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項のでき形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき又はでき形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はその返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物

その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段の規定により乙が採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条の規定によるときは甲が定め、契約の解除が第45条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第47条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。第3項において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第48条 甲は、第30条の規定により工事目的物の引渡しを受けたとき、又は契約の解除（第43条第1項の規定による解除を除く。）があったときは、契約保証金（契約保証に係る保証書又は保証保険証券のときは、保証書又は保証保険証券。）を乙に還付しなければならない。

(あっせん又は調定)

第49条 この契約の条項中甲乙協議を要するものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争の生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調定によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調定を請求することができない。

(仲裁)

第50条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調定により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約に定めのない事項)

第51条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのものほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積る契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上の当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったとき
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

(1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で入札した者の中最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除された者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保険期間が工事の始期から受渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けの承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることができます。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 工事名称 (仮称) 小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

入札者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 金子洋文 様

※ 1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭には「￥」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「 住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

委任状

私は、(代理人の住所、氏名、印)を代理人と定め、社会福祉法人追分あけぼの会が発注する(仮称)小規模多機能型住宅介護事業所あびら建物改修工事に關し、次の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

平成 年 月 日

住 所

委任者

氏 名

回

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)